

ID: 198

担当部署: 建設水道課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例規名 根拠条項	村田町営住宅条例 第40条第1項		
例規番号	平成9年条例第33号		
<p>【基準】</p> <p>第40条の規定による。 (使用料)</p> <p>第40条 町営住宅を使用する社会福祉法人等は、町営住宅の使用が可能となる日から町営住宅を明け渡した日(次条において準用する第33条第1項の規定による明渡しの請求を受けた場合にあつては明渡しの期限として町長の指定する日(明け渡した日が町長の指定する日前であるときは、明け渡した日)、次条において準用する第37条に規定する手続を経ないで立ち退いた場合にあつては町長の指定する日、第43条の規定により許可を取り消された場合にあつては許可を取り消された日。以下この条において同じ。)までの間、近傍同種の住宅の家賃の額以下で町長が定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 町営住宅を使用する社会福祉法人等は、毎月末日までに、その月の使用料を町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、当該社会福祉法人等が月の途中で町営住宅を明け渡した場合(当該社会福祉法人等が次条において準用する第33条第1項の規定により明渡しの請求を受け、次条において準用する第37条に規定する手続を経ないで立ち退き、又は第43条の規定により許可を取り消された場合を含む。)においては、町営住宅を明け渡した日の属する月の使用料は、当該町営住宅を明け渡した日までに納入しなければならない。</p> <p>3 町営住宅の使用が可能となる日が月の中途であるとき、又は町営住宅を明け渡した日が月の中途であるときは、その月の使用料は、日割計算による。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日